

平成七年政令第四百十六号

高齢社会対策会議令

内閣は、高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百一十九号）第十六条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（会長）

第一条 会長は、会務を総理する。

第二条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第三条 高齢社会対策会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（雑則） 第二条に定めるもののほか、議事の手続その他高齢社会対策会議の運営に関する必要な事項は、会長が高齢社会対策会議に諮つて定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 1 この政令は、高齢社会対策基本法の施行の日（平成七年十一月十六日）から施行する。

附 則

（平成九年四月一日政令第一二〇号） 抄

（施行期日）

1 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則

（平成一二年六月七日政令第三〇三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。